

沼津市路上喫煙の規制に関する条例

平成29年3月31日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、路上喫煙の規制についての基本となる事項を定めることにより、身体又は財産上の被害を防止し、並びに清潔で快適な空間の保全を図り、もって人と環境を大切にすまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路、公園、河川、海岸その他の公共の場所において、たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の規制について、必要な施策を実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙による身体又は財産上の被害を防止するため、路上喫煙をしないよう努めるものとする。

- 2 市民等は、路上喫煙の規制に係る市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、路上喫煙の規制に係る市の施策に協力するよう努めるものとする。

(重点規制区域の指定)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に規制が必要と認める区域を、路上喫煙重点規制区域（以下「重点規制区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、重点規制区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の住民及び事業者の意見を聴くとともに、関係機関と協議するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により、重点規制区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者へ周知を図るために必要な措置を講ずる

ものとする。

(重点規制区域の指定の変更及び解除)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、重点規制区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、重点規制区域の指定の変更及び解除について準用する。

(重点規制区域内の路上喫煙の禁止)

第8条 市民等は、重点規制区域においては、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(氏名の公表)

第9条 市長は、前条の規定を遵守していないと認める者(以下「違反者」という。)に対し、指導するものとする。

2 市長は、前項に規定する指導に違反者が従わず、特に悪質と認めるときは、その氏名、住所及び違反行為の内容を公表することができる。

3 前項の公表は、沼津市公告式条例(昭和25年条例第38号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、沼津市行政手続条例(平成10年条例第18号)第3章第3節の規定の例により、当該違反者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、同年4月1日から施行する。